

## 協議 2

### ■ 登録申請に係る協議概要

| 項目            |                      | 内容   |
|---------------|----------------------|--|
| 申請区分          |                      | 新規登録申請   |
| 運送主体          | 法人名                  | 特定非営利活動法人 ギフト  |
|               | 代表者名                 | 理事長 高岡 光恵  |
|               | 設立年月日                | 平成31年4月25日   |
|               | 事務所名                 | 特定非営利活動法人 ギフト  |
|               | 事務所所在地               | 新潟市中央区紫竹山7丁目18番5号  |
| 法人の活動内容       |                      | (1)体と心の健康を増進する事業<br>(2)親と子の健康維持、健康増進の為の食に関する事業<br>(3)児童福祉法に基づく障害児通所支援<br>(4)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業<br>(5)障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業<br>(6)障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業<br>(7)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業<br>(8)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業<br>(9)児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業<br>(10)道路交通法に基づく福祉有償運送事業<br>(11)上記に関連する一切の事業 |
| 登録申請(協議依頼)の経緯 |                      | 障がい児(者)の移動の課題(保護者が同行できない時など)を保護者の方々からお話を伺ってきて、当法人でも力になればいいと思い申請に至りました。   |
| 運送を必要とする理由    |                      | 障がい児(者)の方で、重度の方は、公共交通機関を使つての移動が難しい場合も多く、車での移動が必要になってくる場合が多い。   |
| 運送の対象         | 対象者の態様               | ・身体障がい者 1名 ・精神障がい者 1名 ・知的障がい者 3名 計 5名  |
|               | 対象者の居住地              | 対象者はすべて新潟市を居住地としている  |
| 形態送等の         | 運送の区域                | 発地又は着地のいずれかが新潟市にある   |
|               | 複数乗車                 | 複数の利用会員を同時に輸送することを想定している   |
| 使用車両          | 福祉車両・セダン車両<br>所有・持込み | 福祉車両 1台 (法人所有) 計 1台<br>※車検証・リース契約書により指針に沿った車両であることを事務局で確認済   |
|               | 車両の表示等               |  |
| 運転者の要件        | 免許種別、資格・講習           | ・中型1種免許 (国認定講習受講者) 2名 計 2名<br>※運転免許証及び講習修了証、所有資格により指針に沿った運転者であることを事務局で確認済  |
|               | 過去2年間の免許停止           | 全員過去2年間において免許停止を受けていない   |
|               | 概ね70歳以下であること         | 全員70歳以下  |
|               | 特例措置                 |  |

| 項目     |                             | 内容  |  |
|--------|-----------------------------|---|--|
| 損害賠償措置 | 損害賠償限度額                     | すべての車両において、対人・対物無制限                               |  |
|        | 免責要件                        | 実施主体の法令違反が原因の事故について免責となっていない                      |  |
|        | 期間中の支払額制限                   | 期間中の支払額に制限なし<br>※保険証書により指針に沿った損害賠償措置であることを事務局で確認済 |  |
| 運送の対価  | 運送の対価                       | 走行1キロあたり50円                                       |  |
|        | 運送の対価以外の対価                  | 降車後の待機料として、5分以降10分まで250円、その後5分ごとに追加125円とする。       |  |
|        | 複数乗車の対価                     | ・2人運送の場合：走行1キロあたり1人50円<br>・3人運送の場合：走行1キロあたり1人50円  |  |
| 管理運営体制 | 運行管理業務                      | 運行管理責任者及び代務者の選任                                   | 選任されている  |
|        |                             | 指針に沿った運行管理業務が実施できるか                               | 指針に沿った運行管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。 |
|        | 整備管理業務                      | 整備管理責任者の選任  | 選任されている  |
|        |                             | 指針に沿った整備管理業務が実施できるか                               | 指針に沿った整備管理業務が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。 |
|        | 事故対応                        | 事故対応責任者の選任  | 選任されている  |
|        |                             | 指針に沿った事故に対する対応について教育指導を行い、事故発生時の対応について備えているか      | 指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。     |
| 苦情対応   | 苦情処理責任者の選任                  | 選任されている   |  |
|        | 指針に沿った苦情の対応ができるような体制は整えているか | 指針に沿った対応が実施できるようマニュアルに明記されており、必要な書類も備えている。        |  |
| 法令順守   | 欠格事由                        | 1年以上の懲役又は禁錮の刑                                     | 役員全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない                           |
|        |                             | 登録の取消し  |  |
| 輸送実績等  | 前年度実績                       | 延利用件数（件）  |  |
|        |                             | 実利用会員数（人）   |  |
|        |                             | 運行距離数合計（km）                                       |  |
|        |                             | 利用料金合計（円）   |  |
|        |                             | 過去2年間における事故報告                                     |  |
|        |                             | 過去2年間における苦情報告                                     |  |